

熊本市都市公園条例の一部改正について

熊本市都市公園条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例

熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「ではない」を「でない」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第10条関係）

(1) 許可を要する行為に係る使用料

行為の種類	単位	金額
行商その他これに類するもの	1件1年につき	10,320円
業としての写真撮影	1台1年につき	10,320円
バーベキュー等火気を使用するもの	1区画1回につき	1,000円

備考

使用期間に1年未満の端数があるとき、又は全使用期間が1年未満のときは、月額をもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、これを1月として計算する。

(2) 熊本城公園における許可を要する行為に係る使用料

行為の種類		単位	金額
熊本城公園内の次の 区域における第2条	天守閣前広場	1回につき	1,000,000円
	平左衛門丸		500,000円

第1項第3号又は第4号に掲げる行為	天守閣内		300,000円
	特別見学通路		200,000円
	二の丸芝生広場	1日につき	2,000,000円

備考

許可を受けた行為に係る準備又は撤収のためにのみ各区域を使用する場合の使用料の額は、当該区域に係る使用料の額の5割に相当する額とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提出理由)

熊本城公園における許可を要する行為に係る使用料を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。